

2026年1月30日

お取引先 各位

東日本興業株式会社

振込手数料の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、弊社事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、2026年1月から施行の中小受託取引適正化法(取適法)の趣旨に鑑み、2026年1月検収分の支払より振込手数料は一律弊社負担に変更いたしますのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 振込手数料について

2026年1月検収分の支払より、契約書(請書)等による合意の有無にかかわらず、一律弊社負担といたします。

2. 問い合わせ先

総務部(経理G) 三浦、及川(022-225-1191)